

福利厚生事業の紹介

新規採用職員の皆様へ

長崎県教育委員会・公立学校共済組合長崎支部・一般財団法人長崎県教職員互助組合

皆さんは公立学校の職員として採用されたことに伴い、公立学校共済組合及び教職員互助組合に加入することになります。

県教育委員会、公立学校共済組合、教職員互助組合の三者が一体となって、心身ともに健康で意欲を持って職務に励んでいただけるよう、様々な取組みを通して「働きやすい職場づくり」の支援を行います。

公立学校共済組合

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 県教育庁福利厚生室内 公立学校共済組合長崎支部
TEL:095-894-3343 FAX:095-894-3472 <https://www.kouritu.or.jp/nagasaki/>

公立学校共済組合は、法に基づき設置され、教職員等を組合員として組織された特殊法人です。支部を各都道府県教育委員会に置き、組合員と扶養家族の生活の安定と福祉の向上を目指し、各種事業を行っています。

事業の概要

短期給付事業（医療費・各種給付）

組合員や被扶養者の病気やケガ、出産、死亡などに対して給付があります。

1 医療費

組合員と被扶養者に、いわゆる「保険証」である**組合員証**や**被扶養者証**を交付します。

皆さんは、組合員証を医療機関に提示することにより、医療費の自己負担が3割になります。残りの7割は公立学校共済組合が負担します。

2 出産したとき

本人や被扶養者が出産したとき、出産費を給付します。

3 死亡したとき

本人や被扶養者が死亡したとき、埋葬料を給付します。

4 災害を受けたとき

災害を受けたとき、見舞金を給付します。

5 育児や介護・病気で休業したとき

休業の事由に応じた手当金を給付します。

※ 短期給付については、組合員期間等の支給要件があり、給付が受けられない場合があります。

長期給付事業（年金関係）

皆さんは、厚生年金に加入することになります。

一定の年齢に達したとき、心身に障害が生じたとき、死亡したときに、本人や家族の支えとして次のような年金の給付が受けられます。

- 一定の年齢に達したとき……老齢厚生年金等
- 一定の障害状態になったとき…障害厚生年金又は障害手当金等
- 死亡したとき……遺族厚生年金等

福祉事業（その他の事業）

1 厚生事業

組合員の健康の保持増進を図るため健（検）診事業や健康管理事業を行っています。

- 人間ドック・器官別検診
- 健康づくり講座
- ウォーキンググランプリ（チームで歩数を競い、上位者等には賞品を贈呈）

2 貸付事業

組合員が臨時にまとまった資金が必要な時に貸付けを行っています。

一般貸付け・住宅貸付け・結婚貸付け等

3 宿泊事業

組合員の福利厚生施設として公立学校共済組合長崎宿泊所「ホテルセントヒル長崎」の運営を行っています。

当ホテルは、皆様が利用される場合は割安な組合員料金が適用されます。

また、婚礼や会合、宿泊等の利用補助が受けられます。

財源

事業に必要な経費は、法に基づき、皆さんの給料や期末手当等から控除される掛金等と地方公共団体からの負担金で賄われています。

短期掛金 標準報酬月額（標準期末手当等）×48.01/1000
医療費や福祉事業に充てられます。

介護掛金 標準報酬月額（標準期末手当等）×7.96/1000
介護保険制度に充てられます。40歳以上65歳未満の組合員が対象となります。

厚生年金保険料 標準報酬月額（標準期末手当等）×91.5/1000
老齢厚生年金などに充てられます。

退職等掛金 標準報酬月額（標準期末手当等）×7.5/1000
年金払い退職給付に充てられます。

県教育委員会（福利厚生室）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL:095-894-3342 FAX:095-894-3472 <https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-fukuri/>

県教育委員会では、地方公務員法第42条に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について事業を行っています。

事業の概要

1 メンタルヘルス相談事業

県内の提携医療機関で、心の健康に関する相談を3回まで無料で行うことができます。

2 公務災害・通勤災害

公務が原因となって発生する負傷や疾病、通勤中の負傷等に対して療養補償等を行います。

3 児童手当

児童手当法に基づき、児童を扶養している者に児童手当を支給しています。

4 健康診断及びストレスチェック

県立学校教職員に対して労働安全衛生法に基づく、定期健康診断やストレスチェックを実施しています。※小・中学校は市町教育委員会が実施します。

教職員互助組合

〒850-8566(個別番号) 長崎市尾上町3-1 県教育庁福利厚生室内 一般財団法人長崎県教職員互助組合
TEL:095-824-4721 FAX:095-825-4792 <https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/>

教職員互助組合は、教職員相互の共済と福利増進を目的に長崎県の条例に基づき設置された法人です。公立学校共済組合長崎支部の組合員で組織され、皆さんが教育に専念できる環境づくりをサポートするための事業を実施しています。詳しくは、別途送付される「互助組合のしおり」をご覧ください。

事業の概要

1 給付事業

療養費、結婚祝金、出産費、災害見舞金など

2 リフレッシュを支援する事業

カフェテリアプラン助成事業、チケットサービス事業（R6年度新規事業/ローチケbiz+）など

3 貸付事業 … 目的に応じた低金利の資金貸付

4 地域の特殊性を支援する事業

へき地等での入退院交通費など

5 保険事業

生命保険等の保険料を給与から控除(団体割引適用)

6 退職時の給付 … 退職慰労金など

7 会員証割引事業

提携施設で割引や特典を受けることができる

8 退職互助部

組合員とその配偶者の退職後の生活をサポートすることを目的とした生涯にわたる相互扶助事業

9 公益目的事業

次世代を担う子どもたちに芸術に接する機会を提供することを目的とした「スクールコンサート」

10 県委託事業

地域厚生事業、健康保持増進事業

財源

事業に必要な経費は、互助組合規程に基づき、皆さんの給料から控除される掛金等で賄われています。

互助掛金

給料月額×1/100

この財源は、療養費などの給付事業や福祉厚生事業の他、退職時に給付する退職慰労金などに充てられます。

・期末勤労手当からの控除はありません。

・掛金の26%は、社会保険料控除の対象となります。

退職互助部掛金

給料月額×5/1000

・配偶者同時加入の場合 給料月額×10/1000

広報誌の発行等

● 広報誌「グッとスマイル長崎」(福利厚生室・公立学校共済組合長崎支部・教職員互助組合共同発行) 年間4回発行し、福利厚生事業についての情報や、組合員の声、教職員の生活に有益な情報をわかりやすく提供しています。

● 教職員専用サイト「マイページ」(<https://mypage1.news.ed.jp/>)

共済組合や互助組合の給付金明細や各種通知書等をスマホ、PCなど、いつでもどこでも確認できるサイトです。組合員の皆さまには、採用時にユーザー登録をお願いします。

● ホームページの運用

福利厚生室、公立学校共済組合長崎支部、教職員互助組合ともそれぞれホームページを運用しており、詳しい事業内容や期間限定の優待情報等を掲載していますので是非ご覧ください。

各種事業は、皆さんからの請求・申請に基づいて行われるものが多く、学校を経由して提出していただくこととなります。(給付金等は、本人口座へ送金します。)